

○財務省告示第二百二十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年六月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年七月五日

財務大臣 野田 佳彦

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第九十七回）
- 二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けけるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に「価格競争入札」であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同
- 三 振替法の適用等
- 四 発行方法

五

募入
方決
法定
の

時に行われる入札であつて、財務大臣が各債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるものに
よる発行（以下「国債市場特別参
加者・第 I 非価格競争入札発行」
という。）

ロ

非競争
入

も申込みのうちの応募額を順次割り
当てる。その応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
割り当ててゐる。特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当ててゐる。

ハ

特別
参加
場

六

イ

発
行
額

価格競争
入札
発行
競争
額

額面金額で二兆千九百四億円
うち、財政法第四十一条の規
定に基づき発行した利付国債に
ついで、は、十、六、条第一項に
依り、第五、十、六、条第一項に
基き、発行した利付国債に
ては、千、四、百、万、円、の
億、三、千、四、百、万、円、の
条、第、一、項、の、規、定、に
た、り、千、三、百、一、十、六、
額、に、関、する、法、律、第、四、十、六、
特、別、会、計、に、関、する、法、律、第、四、十、六、

ロ

非競争
入

十
三
二

初 利 発 競 I 加 場 び
期 行 争 非 者 特 国
利 入 価 ・ 別 債
子 率 札 格 第 参 市

十
四

後 第
の 二
利 期
子 以

十 十 十
七 六 五

償 償
還 還
金 金
支 額
額 限

十
九

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加 支

平 成 二 十 三 年 六 月 二 十 日

財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

日 本 銀 行
額 十 八 年 六 月 二 十 日
に つ き 百 円

毎 年 六 月 十 日 及 び 十 二 月 十
日 を 支 払 日 と し 各 支 払 期 に お
い て そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
る 利 子 を 支 払 う 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ 。
下 次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て
は 、 そ の 翌 業 日 に 支 払 う べ き
払 込 金 額 を 支 払 う べ き
し た が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
払 込 金 額 を 支 払 う べ き
平 成 二 十 三 年 十 二 月 十 日 を 支
年 ○ ・ 四 パ ー セ ン ト